

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

町田市印鑑条例（昭和４９年１２月町田市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第３条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、<u>印鑑</u>の登録を受けることができない。 （１）略 （２）<u>意思能力を有しない者</u> （登録申請の確認） 第５条 市長は、<u>印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するとともに、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査しなければならない。</u> ２ <u>前項に規定する確認は、次に掲げる方法により行うものとする。</u> （１）<u>郵送その他市長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者に持参させること。</u> （２）<u>前号に掲げるもののほか、口頭による質問その他当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために市長が必要と認める方法</u> ３ <u>前項第１号の規定による回答書の持参について、登録申請者が自ら回答書を持参することができないときは、代理人に持参させるこ</u>	（登録資格） 第３条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については<u>印鑑</u>の登録を受けることができない。 （１）略 （２）<u>成年被後見人</u> （登録申請の確認） 第５条 市長は、<u>印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</u> ２ <u>前項の確認は、郵送その他市長が適当と認めた方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当と認めた書類を登録申請者に持参させることによって行い、必要に応じ、口頭による質問を行うものとする。</u>

とができる。この場合において、同項第1号中「市長が適当と認める書類」とあるのは「委任の旨を証する書面」と読み替えるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができる。

(1) ・ (2) 略

5 略

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は印鑑の登録の申請が本人の意思に基づくものであることを確認し、及び当該申請の内容が適当であると認めるときは、直ちにこれを登録しなければならない。

(印鑑登録証の引替交付)

第10条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第12条 市長は、法による届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑の登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 印鑑の登録の廃止の申請をしたとき。

(2) ～ (7) 略

(代理人)

第16条 印鑑登録者が、第10条、第11条及び第14条の申請等を自ら行うことができ

3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができる。

(1) ・ (2) 略

4 略

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。

(印鑑登録証の引替交付)

第10条 印鑑登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損又はき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を申請することができる。

(印鑑登録原票登録事項の職権修正)

第12条 市長は、法による届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。

(2) ～ (7) 略

(代理人)

第16条 印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条及び第14条の申請等を自ら

ないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 代理人が第5条第2項に規定する手続を行う場合において、同項中「市長が適当と認めた書類」とあるのは「代理人であることを証明できる書類」と読み替えるものとする。

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。